

**「くまさん安定型最終処分場整備事業に係る環境影響評価方法書」
に関する熊本県環境影響評価審査会意見**

標記方法書の内容を環境保全の専門的見地から審査した結果、環境影響評価の実施及び環境影響評価準備書の作成に当たっては、以下の事項に十分配慮する必要がある。

[全体事項]

- (1) 住民等意見では、処分場の汚水が地下に浸透した場合、長期的に地下水の汚染が続くことになるため、飲料水への影響に強い懸念が示されている。
本事業対象地は、透水性が高いことが予想されており、さらに安定型最終処分場の場合は、遮水工などの地下浸透防止構造となっていない。
このため、有害物質が混入した場合、地下水の汚染のおそれがある。また、廃プラスチック類等に由来する汚水の発生も想定される。
以上を踏まえ、地下水の汚染を確実に防止するための措置として簡易のライナー（遮水シート等）の設置を検討すること。
- (2) 埋め立てる廃棄物の種類を踏まえ、円弧滑りを防止するために必要な埋立勾配を再検討するとともに、それに合わせて埋立容量を再計算すること。
- (3) (1) のとおり住民等意見で懸念が示されているため、環境影響評価を的確に実施し、また、進捗状況等について説明を行うなど、地元住民が納得でき、かつ、地元に貢献できる安定型最終処分場となるよう努めること。

[大気環境]

〈悪臭〉

- (1) 廃棄物の存在による悪臭の影響に係る調査、予測にあたっては、廃棄物に由来する硫化水素等の発生についても考慮すること。

[水環境]

〈水象〉

- (1) 浸透水及び集排水施設等の計算に係る降水量として 10 年確率を用いているが、最新の資料等を参考に、供用期間及び埋立終了から廃止までの期間（維持管理期間）を考慮したうえで降水確率年を見直すこと。
- (2) 令和 2 年 7 月豪雨と同程度の規模の降水があった場合における沈砂池等の施設の耐久性、沈砂池からの越流及び河川の水位上昇による河川からの逆流の可能性並びにそれらによる沈砂池からの排水への影響について検討すること。
- (3) 河川の流量・流速等の状況に係る豊水期（夏季）の測定にあたっては、降水量及び流量が少なくなる傾向にある 8 月を避けること。
また、同様に予測にあたっては、沈砂池からの排水量の予測を行い、河川

の流量への影響を評価すること。

- (4) 埋め立てる廃棄物の単位体積重量及び圧密を想定した廃棄物処理計画を作成し、その計画の埋立期間に合わせて浸透水量を予測すること。

また、その予測の結果に加え、埋立底盤部での表流水等の帯水状況及び浸透状況を把握し、必要な沈砂池の容量及び面積を再検討すること。

なお、沈砂池の容量等の再検討にあたっては、不測の事態に備えるため、必要に応じ、埋立面積の縮小及び沈砂池の拡大も検討すること。

- (5) 降雨時には事業実施区域内の斜面（法面）からの雨水の流出や地下水湧水群からの湧出量の増加が想定されるため、その水量及び水質も測定し、河川流量及び河川水質を予測する際に考慮すること。

〈水質〉

- (1) 河川の水質の測定及び排出する浸透水の水質の予測にあたっては、化学的酸素要求量以外の生活環境項目（生物化学的酸素要求量、水素イオン濃度、浮遊物質、溶存酸素量）、全窒素及び有害物質を項目として追加すること。

また、底質についても同様に有害物質を追加すること。

なお、浸透水の水質の予測にあたっては、埋め立てる廃棄物の種類及び割合を考慮するとともに、基準超過等の不測の事態が発生した場合も考慮した予測・評価を行うこと。

- (2) 供用後の浸透水の環境モニタリング計画において「ほう素」を適切な頻度で測定すること。

また、排水水についても測定する必要があるか検討するとともに、測定しない場合はその理由を示すこと。

〈地下水〉

- (1) 現地周辺の集落では、地下水を飲料水として利用していることを踏まえ、地下水の流向、流速、水位を十分に調査し、地下水の等高線及び流向を正確かつ面的に把握したうえで事業の実施による地下水の汚染の影響等を確実に予測・評価すること。

この予測・評価にあたっては、「水みち」等の地下水の流れを考慮したうえで、測定地点の地点数及び配置を事業実施想定区域外も含め再検討を行うとともに、地質図等をもとに地点の選定理由を示すこと。

- (2) 事業実施想定区域外の地下水の流向等の調査にあたっては、地下水位の測定等により十分な調査を行い、結果を示すこと。

- (3) 周縁地下水、周辺井戸等及び周辺河川の調査にあたっては、地下水質の特徴を適切に把握し、浸透水による影響を評価するため、ヘキサダイアグラムの作成に必要なイオン成分の分析を検討すること。

- (4) 地下水の流向及び流速の調査の結果を踏まえ、下流側と推定される地点における地下水質のモニタリングの実施を検討すること。

- (5) 周辺井戸において環境基準超過等が確認された場合の要因の推定を行うために、周縁地下水において周辺井戸と同一の項目の測定を検討すること。

また、周辺井戸で基準超過等が確認された場合の対応について検討すること。

(6) 周縁地下水のCOD等の項目について、より高い頻度で測定する必要があるか検討すること。